

しんまちだよりネットワーク版

介護保険の訪問介護(ホームヘルパー)

☆訪問介護サービスには「できないこと」の決まりがあります

直接本人の援助に該当しない行為の例

本人への援助ではなく、家族のために行う行為や家族が行うことが適当と考えられる行為。

- × 利用者以外の食事作り、洗濯、買い物など
- × 利用者が使用する以外の居室の掃除
- × 来客の応接(お茶、食事の手配など)
- × 自家用車の洗車・清掃



日常生活の援助に該当しない行為の例

ヘルパーが行わなくても日常生活を営むことに支障がない行為。

- × 草むしり
- × 花木の水やり
- × 犬の散歩、ペットの世話



日常の家事の範囲を超える行為の例

- × 家具や電気製品などの移動・修繕、模様替え
- × 大掃除、窓拭き、床のワックスかけ
- × 家の修理、ペンキ塗り
- × 植木の剪定などの園芸
- × おせち料理など、季節の特別な調理



資料：府中市発行「おとしよりの福祉」より

介護保険制度は、介護サービスを利用することで、出来る限り「自立した生活」を送れるようにすることを目的としています。サービスの利用前に担当のケアマネジャーが利用者の心身の状態や生活環境などを把握・課題分析し、その方に必要なサービスを考え、ケアプランを作ります。サービスの必要性を確認し利用開始となります。ケアプランに記載されていない支援はできません。

☆訪問介護を利用したいと思ったら

訪問介護サービスの利用は、高齢者の個別の状況により支援の内容が大きく変わります。介護保険では対応できないサービスは有償家事支援サービスや、地域の助け合いのサービスなどのご案内もできます。ですが安易なサービス利用はご自身の生活機能の低下を招くことにもつながります。まずは地域包括支援センターへご相談ください。

☆ヘルパーさんの現状

東京都の訪問介護職員は高齢化し、平均年齢は 60 歳を超えており、慢性的な人手不足が続いています。ヘルパー事業所は要介護認定の方の身体介護を優先し、要支援認定の方の生活援助サービスは提供していないところが増えています。介護保険外サービスを提供する様々な団体が立ち上がっており、保険外のサービスを利用者や家族が適切に選択するための環境づくりが進んでいます。

地域包括支援センターしんまち

TEL042-340-5060 FAX042-340-5622 ネットワーク担当 野中

2024年5月1日発行